

平成 21 年版

出入国管理

法務省入国管理局編

はじめに

平成 21 年版「出入国管理」の発刊に当たって

昭和 34 年から発刊されている「出入国管理」は、本書で 15 冊目になります。平成 15 年版以前の「出入国管理」では、5 年間の出入国管理行政の歩みをまとめたものとして発刊していましたが、近年、出入国管理をめぐる情勢がめまぐるしく変化していることから、平成 16 年版以後、「出入国管理」は毎年出入国管理行政の動きを取りまとめて発刊することとしました。

近年の情勢を見ると、外国人旅行者の訪日促進を通じた観光立国実現への取組、高度人材を始めとする専門的、技術的分野における外国人労働者の一層の受入れ、総人口が減少する時代における対応、不法滞在外国人の半減及びテロリスト等の確実な入国阻止など、出入国管理行政を取り巻く環境は変化し続けています。

このような状況の中で、出入国管理行政は、国際交流や経済の発展等のために外国人を円滑に受け入れ、同時にテロリストや犯罪者など、我が国の安全・安心を脅かす外国人に対しては厳格な対応を行っていくという、円滑化と厳格化の双方の方策を、同時に、的確に遂行していく必要があります。そのためにも、まず、出入国管理行政がどのような状況において、具体的にどのような施策を実施しているかを広く皆様に御理解いただきたいと考えております。

そこで、今般、平成 21 年版「出入国管理」を刊行することとし、平成 16 年から平成 20 年までの過去 5 年間の業務の推移を見つつ、平成 20 年度を中心に最近の出入国管理行政を取り巻く状況や施策を取りまとめ、紹介することといたしました。

第 1 部では、「出入国管理をめぐる近年の状況」として、外国人の入国・在留等の状況（第 1 章）、外国人の退去強制手続業務の状況（第 2 章）、難民認定業務等の状況（第 3 章）、人身取引対策の推進及び外国人 DV 被害者の適切な保護（第 4 章）、外国人登録の実施状況（第 5 章）について説明し

ます。この第1部で、主として平成20年の出入国管理行政の状況を過去5年間の推移と併せて数的に見て取ることができます。

第2部では、「平成20年度における出入国管理行政に係る主要な施策等」として、新たな在留管理制度等の概要（第1章）、研修・技能実習制度に係る施策等（第2章）、留学生及び就学生の受入れに係る施策等（第3章）、不法滞在者等を生まない社会及び多文化共生を可能とする社会に向けた取組（第4章）、円滑かつ



中部国際空港（平成17年3月：写真提供 中部国際空港株式会社）

厳格な入国審査の実施（第5章）、国際社会への対応（第6章）、第三国定住制度の導入（第7章）、広報活動と行政サービスの向上（第8章）について説明します。この第2部で、平成20年度における出入国管理行政の状況を質的に見て取ることができます。

また、資料編においては、平成20年度以降の出入国管理行政に係る主な出来事などを説明しています。

本報告書を通じ、出入国管理が皆様にとって身近で分かりやすい行政となることができれば幸いです。

平成21年10月

法務省入国管理局長 田内 正宏

平成 21 年版「出入国管理」のポイント

平成 21 年版「出入国管理」の構成

- 本書は、出入国管理行政をめぐる状況（第 1 部）、主要な施策（第 2 部）及び資料編で構成。
- 第 1 部では、平成 16 年から平成 20 年までの 5 年間の推移を見つつ、平成 20 年の状況を記載。
- 第 2 部では、平成 20 年度における主要な施策を記載。

第 1 部 出入国管理をめぐる近年の状況

- **平成 20 年末現在の外国人登録者数は過去最高を記録**
平成 20 年末現在の外国人登録者数は、我が国において中・長期的に生活を送る者が増加する中で、3.0% 増加の 221 万 7,426 人と、過去最高を毎年更新している。
我が国の総人口に占める割合も 1.74% で過去最高を更新した。
- **不法残留者数は減少傾向**
平成 21 年 1 月 1 日現在の不法残留者数は、厳格な入国審査の実施、関係機関との密接な連携による入管法違反外国人の集中摘発の実施等総合的な不法滞在者対策により、前年比 24.5% 減少の 11 万 3,072 人で、過去最高であった平成 5 年 5 月 1 日現在の 29 万 8,646 人から一貫して減少している。
- **人身取引対策の推進**
総合的、包括的な人身取引対策を講ずることを目指して、平成 16 年 12 月、「人身取引対策行動計画」が策定された。入国管理局においては、同計画に沿って関係機関と連携しつつ、人身取引の被害者の保護等のための取組を行った結果、平成 20 年に保護（在留特別許可）又は帰国を支援した人身取引の被害者は 28 人（全員女性）となっており、前年の 40 人に比べて減少（30.0% 減少）した。

第 2 部 平成 20 年度における出入国管理行政に係る主要な施策等

- **新たな在留管理制度の概要**
 - ・ 外国人登録制度を含む在留管理制度の在り方について抜本的に見直し、現行の入管法と外登法による情報把握の制度を改め、我が国に適法に中長期間在留する外国人を対象に、法務大臣がその在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握する制度を構築する入管法等の一部を改正する法律案を第 171 回国会に提出した（同法律案は、平成 21 年 7 月 8 日に可決・成立し、同年 7 月 15 日に公布された。）。
 - ・ 新たな在留管理制度により、我が国に適法に中長期間在留する外国人については、
 - ①上陸許可、在留期間の更新許可、在留資格の変更許可等の許可に伴う在留カードの交付
 - ②外国人から法務大臣への在留期間中における変更事項の届出
 - ③外国人の留学先、研修先等の所属機関から法務大臣への情報提供といった制度により、法務大臣が当該外国人の在留状況を正確かつ継続的に把握することとなる。
 - ・ この情報は、住民基本台帳法の一部を改正する法律により新設される市区町村の外国人に係る住民基本台帳に反映され、これらの外国人に対する充実した行政サービスを行うことが可能となる。また、正確な情報を把握することにより、これらの外国人については、在留期間の上限の伸長や再入国許可制度の緩和といった利便性を向上させるための規定を整備している。
- **研修・技能実習制度に係る施策**
 - ・ 研修生・技能実習生の保護の強化を図るため、入管法改正により在留資格「技能実習」の整備等を実施。
 - ・ 入国管理局では、研修・技能実習に関し不適正な行為を行った機関に対しては、「不正行為」の認定を行い、法務省令等の規定に基づいて、当該機関が、研修生・技能実習生を受け入れることを 3 年間停止している。平成 20 年中に「不正行為」に認定した機関は 452 機関で、過去最多となった。

○ 留学生及び就学生の受入れに係る施策

- ・ 平成20年7月に、文部科学省を始めとする関係各省により、2020年を目途に30万人の留学生の受入れを目指すこととする「留学生30万人計画」骨子が策定されたところ、出入国管理政策懇談会は、平成21年1月、「留学生30万人計画」の実現に向けた出入国管理行政の在り方に係る報告書「留学生及び就学生の受入れに関する提言」を法務大臣に提出した。
- ・ 報告書を踏まえ、大学等を卒業した留学生が行う就職活動を最長1年間可能としたほか、入管法改正により在留資格「留学」と「就学」を一本化する等の措置を行った。

○ 不法滞在外国人の半減のための取組

平成15年12月に決定された「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」に沿って、不法滞在者を平成20年までの5年間で半減させるため、入国管理局においては、不法滞在を目的とする外国人を日本に「来させない」「入らせない」「居させない」の3本を柱として、在留資格認定証明書交付申請等に係る厳格な入国事前審査、厳格な上陸審査の実施、偽変造文書鑑識の強化、効果的な摘発の実施等、関係機関とも緊密に連携しながら、積極的に不法滞在者対策に取り組んだ結果、不法残留者は5年間で10万6,346人の減少（48.5%減少）となった。

○ 犯罪に強い社会の実現のための行動計画

平成20年12月、犯罪対策閣僚会議において、真の意味での「世界一安全な国、日本」の復活のためには、継続的でより根本的な犯罪対策を講じていく必要があることから、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が策定された。

同行動計画においては、犯罪情勢に即した重点課題として、国際化への対応、テロの脅威等への対処等が掲げられており、入国管理局においても、出入国管理行政を所管する立場からの取組みを行うこととされている。

○ 総合相談窓口の設置による外国人への生活支援

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」の中で、多文化共生を可能とする社会基盤の整備として、総合相談窓口の設置による外国人に対する生活支援を実施することが決定され、定住外国人が集住する地域の地方公共団体等と連携して、入国・在留手続等の行政手続のほか生活に関する相談、情報提供についてワンストップ型で対応する「外国人総合支援ワンストップセンター」を設置することとなった。平成21年度は、4月1日に静岡県浜松市に設置したほか、東京都、埼玉県への設置を予定している。

○ 国際社会への対応

- ・ 東南アジア諸国（地域）の出入国管理行政当局の幹部等を招へいして、平成20年12月に東南アジア諸国出入国管理セミナーを開催し、「出入国・在留管理における生体情報の導入」、「送還をめぐる問題点と対応策」及び「外国当局との協力関係」について、意見交換を行った。
- ・ 東南アジア諸国（地域）の偽変造文書鑑識実務者等を招へいして、平成21年2月に偽変造文書鑑識技術者セミナーを開催し、我が国が蓄積してきた偽変造文書鑑識技術を紹介するとともに、米国、カナダ等の参加協力を得て、より効果的な技術移転及び情報交換に努めている。
- ・ 各国とのEPA（経済連携協定）締結交渉等に積極的に参画した。

○ 第三国定住制度の導入

政府は、アジア地域で発生している難民に関する諸問題に対処するため、第三国定住制度の導入に関する閣議了解（平成20年12月16日「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施について」）を行った。

今後は、当該閣議了解及び「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケース実施の具体的措置について」（平成20年12月19日、難民対策連絡調整会議決定）の内容に従い、平成22年度からパイロットケースとしての第三国定住による難民の受入れ及び定住支援を関係行政機関との協力の下に進めていくことになる。

○ 行政サービスの向上

- ・ 入国審査官の配置を弾力的に行う等して、出入国審査時の混雑の緩和に努めている。また、高齢者、障害者、妊婦等のための優先レーン（プライオリティレーン）を設置するなどして、手続の円滑化とともに行政サービスの向上に努めている。
- ・ 入国管理局において、親切で真心のこもった行政を実現するために“さわやか行政サービス運動”に取り組んでいるところ、各地方入国管理局等では、接遇に係る研修を実施する等職員の行政サービスに関する意識の向上及び応接態度の改善を継続的に行っているほか、窓口環境の整備や各種案内サービスの工夫等その改善に取り組んでいる。

凡例（五十音順，アルファベット順）

外登法	外国人登録法
登録原票	外国人登録原票
登録証明書	外国人登録証明書
難民条約	難民の地位に関する条約
難民議定書	難民の地位に関する議定書
日米地位協定	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
入管法	出入国管理及び難民認定法
APIS	Advance Passenger Information System（事前旅客情報システム）
ASEM	Asia-Europe Meeting（アジア欧州会合）
EDカード	Embarkation Card and Disembarkation Card（出入国記録カード）
EPA	Economic Partnership Agreement（経済連携協定）
IATA・CAWG	International Air Transport Association・Control Authorities Working Group（国際航空運送協会・入国管理機関関係部会）
ICAO	International Civil Aviation Organization（国際民間航空機関）
ICPO	International Criminal Police Organization（国際刑事警察機構）
IOM	International Organization for Migration（国際移住機関）
JICA	Japan International Cooperation Agency（国際協力機構）
ODA	Official Development Assistance（政府開発援助）
UNHCR	Office of the United Nations High Commissioner for Refugees（国際連合難民高等弁務官事務所）又は United Nations High Commissioner for Refugees（国際連合難民高等弁務官）

平成21年版「出入国管理」 目次

- はじめに 平成21年版「出入国管理」の発刊に当たって
- 平成21年版「出入国管理」のポイント
- 凡例
- 目次

第1部 出入国管理をめぐる近年の状況

第1章 外国人の入国・在留等の状況

第1節◆外国人の出入国の状況	2
1 外国人の出入国者数の推移	2
(1) 外国人の入国	2
ア 入国者数	2
イ 国籍（出身地）別	3
ウ 男女別・年齢別	4
エ 入国目的（在留資格）別	5
(ア) 短期滞在者	5
(イ) 就労を目的とする外国人	7
(ウ) 学ぶことを目的とする外国人	9
(エ) 身分又は地位に基づいて入国する外国人	11
(2) 特例上陸（一時庇護のための上陸の許可を除く）	12
(3) 外国人の出国	13
2 上陸審判状況	13
(1) 上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理	13
(2) 被上陸拒否者	15
(3) 上陸特別許可	15
3 入国事前審査状況	16
(1) 査証事前協議	16
(2) 在留資格認定証明書	16
第2節◆外国人の在留の状況	17
1 外国人登録者数	17
(1) 総数	17
(2) 国籍（出身地）別	18
(3) 目的（在留資格）別	18
ア 永住者・特別永住者	18
イ 就労を目的とする外国人	20
ウ 留学生・就学生	21
エ 研修生	21
オ 身分又は地位に基づき在留する外国人	21
2 在留審査の状況	22
(1) 在留期間更新の許可	23

(2) 在留資格変更の許可	23
ア 留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可	23
イ 技能実習への移行を目的とする在留資格変更許可	24
(3) 在留資格取得の許可	25
(4) 再入国の許可	25
(5) 資格外活動の許可	26
(6) 永住許可	26

第3節◆日本人の出帰国の状況

1 出国者	27
(1) 総数	27
(2) 男女別・年齢別	27
(3) 空港・海港別	28
2 帰国者	28

第2章 外国人の退去強制手続業務の状況

第1節◆不法残留者の状況

1 国籍（出身地）別	29
2 在留資格別	30

第2節◆退去強制手続を執った入管法違反事件の概要

1 退去強制事由別	31
(1) 不法入国	32
(2) 不法上陸	33
(3) 不法残留	34
(4) 資格外活動	35
2 不法就労事件	35
(1) 概況	35
(2) 国籍（出身地）別	36
(3) 男女別	36
(4) 就労内容別	37
(5) 稼働場所（都道府県）別	37
3 違反審判の概況	38
(1) 事件の受理・処理	38
(2) 退去強制令書の発付	39
(3) 仮放免	40
(4) 在留特別許可	40
4 送還の概況	41
(1) 国費送還	42
(2) 自費出国	42
(3) 運送業者の責任と費用による送還	42
5 出国命令事件	43
(1) 概況	43
(2) 違反調査	43

ア 国籍（出身地）別	43
イ 適条別	44
(3) 審査	44
ア 事件の受理・処理	44
イ 出国命令書の交付	44
(4) 出国確認	44

第3章 難民認定業務等の状況

第1節◆難民認定の申請及び処理	45
1 難民認定申請	45
2 難民認定申請の処理	46
3 仮滞在許可制度の運用状況	46
第2節◆異議申立て	47
1 異議申立て	47
2 異議申立ての処理	47
第3節◆難民審査参与員制度の意義と運用状況	48
第4節◆一時庇護のための上陸の許可	48

第4章 人身取引対策の推進及び外国人DV被害者の適切な保護

第1節◆人身取引対策の推進	50
1 平成20年中における人身取引の被害者数及び事例	50
2 平成20年中に人身取引の加害者として退去強制した外国人の数	51
第2節◆外国人DV被害者の適切な保護	52
1 外国人DV被害者の適切な保護	52
2 平成20年中における外国人DV被害者の認知件数	52

第5章 外国人登録の実施状況

第1節◆新規登録及び登録の閉鎖	53
第2節◆変更登録	53
第3節◆登録証明書の切替（登録事項の確認）	54
第4節◆地方自治体と外国人登録	55

第2部 平成20年度における 出入国管理行政に係る主要な施策等

第1章	新たな在留管理制度等の概要	
第1節◆	入管法等の改正の概要	58
1	新たな在留管理制度に係る措置	58
2	新たな在留管理制度以外に係る措置	60
第2節◆	住民基本台帳法の一部改正 (外国人に係る住民基本台帳制度の整備)	63
1	外国人台帳制度の検討	63
2	住民基本台帳法の一部を改正する法律	64
第3節◆	正確な登録を確保するための措置	64
第2章	研修・技能実習制度に係る施策等	65
第3章	留学生及び就学生の受入れに係る施策等	
第1節◆	留学生及び就学生の受入れに関する検討の経緯	67
1	政府における検討	67
2	出入国管理政策懇談会における検討	67
第2節◆	出入国管理政策懇談会による報告書 「留学生及び就学生の受入れに関する提言」の概要	67
第4章	不法滞在者等を生まない社会及び多文化共生を可能とする社会に向けた取組	
第1節◆	不法滞在者5か年半減計画の取りまとめ	69
1	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	69
2	不法滞在者半減に向けた総合的な取組の推進	69
3	実施結果及び今後の取組み	70
第2節◆	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008	70
第3節◆	総合相談窓口の設置による外国人への生活支援	71

第5章 円滑かつ厳格な入国審査の実施

第1節◆観光立国実現に向けた取組	72
第2節◆水際対策の強化	72

第6章 国際社会への対応

第1節◆条約及び国際会議への対応	74
1 条約締結等への対応	74
(1) 各国との経済連携協定（EPA）締結交渉への主な対応	74
(2) 人権関係諸条約規定に基づく報告及び審査等への対応	74
2 国際会議への対応	75
(1) G8ローマ・リヨングループ移民専門家会合	75
(2) アジア欧州（ASEM）移民管理局長級会合	75
(3) その他の国際会議等	75
第2節◆各種セミナーの開催	75
1 東南アジア諸国出入国管理セミナー	75
2 偽変造文書鑑識技術者セミナー	76
第3節◆研修の実施－「出入国管理行政コースの支援」	76

第7章 第三国定住制度の導入

.....	77
-------	----

第8章 広報活動と行政サービスの向上

第1節◆広報活動の推進	78
第2節◆行政サービスの向上	79
1 上陸審査手続の円滑化	79
2 外国人への案内サービス	79
3 入国管理局ホームページ	80

資料編

1	平成 20 年 4 月 1 日以降の主な出来事	82
2	統計	86
	(1) 主な在留資格ごとの国籍（出身地）別新規入国者数・外国人登録者数の推移	86
	（※投資・経営，技術，人文知識・国際業務，企業内転勤，興行，技能，留学，就学，研修，永住者，日本人の配偶者等，定住者）	
	(2) 主な国籍（出身地）ごとの在留資格別新規入国者・外国人登録者数の推移	92
	（※韓国，中国，フィリピン，ブラジル）	
	(3) 個人識別情報を活用した出入国審査の実施状況	96
	(4) 偽変造文書発見件数の推移	96
3	「留学生及び就学生の受入れに関する提言」	97
4	出入国管理関係訴訟	100
	第 1 節◆概況	100
	第 2 節◆主な裁判例	101
5	組織・職員の拡充	103
	第 1 節◆組織・機構	103
	1 入国管理官署の概要	103
	2 入国管理官署の主要な拡充	104
	第 2 節◆職員	106
	1 入国管理局職員	106
	2 増員	106
	(1) 東京入国管理局成田空港支局等における出入国審査体制の強化等	108
	(2) 東京入国管理局等における在留管理体制の強化	108
	(3) 東京入国管理局横浜支局における摘発体制の強化等	108
	(4) 東京入国管理局等における難民調査体制の強化	109
	3 研修	109
6	予算等	110
	第 1 節◆予算	110
	第 2 節◆施設	111

本文関係図表目次

(図)

図 1	外国人入国者数の推移	2
図 2	主な国籍（出身地）別入国者数の推移	3
図 3	男女別・年齢別外国人入国者の状況（平成 20 年）	4
図 4	「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数の推移	6
図 5	観光を目的とした国籍（出身地）別新規入国者数（平成 20 年）	6
図 6	就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移	7
図 7	「研修」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移	9
図 8	「留学」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移	10
図 9	「就学」の在留資格による主な国籍（出身地）別新規入国者数の推移	10
図 10	身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移	11
図 11	主な国籍（出身地）別上陸拒否者数の推移	15
図 12	外国人登録者数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移	17
図 13	主な国籍（出身地）別外国人登録者数の推移	18
図 14	就労を目的とする在留資格による外国人登録者数の推移	20
図 15	日本人出国者数の推移	27
図 16	男女別・年齢別日本人出国者の状況（平成 20 年）	27
図 17	主な国籍（出身地）別不法残留者数の推移	30
図 18	口頭審理請求件数及びその比率の推移	38
図 19	主な国籍（出身地）別退去強制令書の発付状況	39
図 20	不法滞在者等に係る難民認定手続流れ図	47
図 21	「留学」及び「就学」の在留資格からの不法残留者数構成比の推移	68
図 22	入国管理局組織表	103
図 23	法務省入国管理局所管事項	104
図 24	入国管理官署職員定員の推移	107
図 25	予算額の推移	110
図 26	電算関連主要予算額の推移	111

(表)

表 1	在留資格別新規入国者数の推移	5
表 2	特例上陸許可件数の推移	12
表 3	滞在期間別外国人単純出国者数の推移	13
表 4	上陸条件別上陸口頭審理の新規受理件数の推移	14
表 5	上陸口頭審理の処理状況の推移	14
表 6	上陸審判の異議申出と裁決結果の推移	15
表 7	入国事前審査処理件数の推移	16
表 8	在留の資格別外国人登録者数の推移	19
表 9	在留審査業務許可件数の推移	22
表 10	国籍（出身地）別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移	23
表 11	在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移	24
表 12	国籍別技能実習への移行者数の推移	25
表 13	職種別技能実習への移行者数の推移	25
表 14	国籍（出身地）別永住許可件数の推移	26
表 15	滞在期間別日本人帰国者数の推移	28
表 16	国籍（出身地）別不法残留者数の推移	30
表 17	在留資格別不法残留者数の推移	31
表 18	退去強制事由別入管法違反事件の推移	31
表 19	国籍（出身地）別入管法違反事件の推移	32
表 20	国籍（出身地）別不法入国事件の推移	33
表 21	国籍（出身地）別航空機による不法入国事件の推移	33
表 22	国籍（出身地）別船舶による不法入国事件の推移	33
表 23	国籍（出身地）別不法上陸事件の推移	34
表 24	国籍（出身地）別不法残留事件の推移	34
表 25	国籍（出身地）別資格外活動事件の推移	35
表 26	国籍（出身地）別不法就労事件の推移	36
表 27	就労内容別不法就労事件の推移	37
表 28	稼働場所別不法就労事件の推移	37
表 29	違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移	38
表 30	退去強制事由別退去強制令書の発付状況	39
表 31	仮放免許可件数の推移	40
表 32	退去強制事由別在留特別許可件数の推移	40
表 33	国籍（出身地）別在留特別許可件数の推移	40

表 34	国籍（出身地）別被送還者数の推移	41
表 35	送還方法別被送還者数の推移	41
表 36	国籍（出身地）別自費出国による被送還者数の推移	42
表 37	国籍（出身地）別出国命令による引継者数（平成 20 年）	43
表 38	国籍（出身地）別出国命令書の交付状況	44
表 39	難民認定申請・処理状況及び庇護状況	46
表 40	難民不認定に対する異議申立件数及び処理状況	47
表 41	一時庇護のための上陸の許可件数の推移	49
表 42	人身取引の被害者数（平成 20 年）	50
表 43	人身取引被害者数の推移	50
表 44	平成 20 年 7 月から同年 12 月までの DV 被害者把握状況	52
表 45	事由別新規登録及び登録閉鎖の状況	53
表 46	変更登録の状況	54
表 47	登録確認の状況	55
表 48	受入れ形態別「不正行為」認定機関数の推移	65
表 49	平成 20 年類型別「不正行為」認定件数	66
表 50	「留学」及び「就学」の在留資格からの不法残留者数構成比の推移	68
表 51	出入国管理関係訴訟（本案事件）提起件数の推移（平成 20 年末現在）	100
表 52	地方入国管理局の出張所の整理統廃合状況（実績）	105
表 53	入国管理官署職員定員の推移	107
表 54	収容定員の推移	111

